

令和 6 年東郷町教育委員会 8 月定例会	
日時	令和 6 年 8 月 2 3 日（金） 午後 1 時 3 0 分 開会 午後 2 時 0 3 分 閉会
場所	東郷町役場 2 階第 4 会議室
出席委員	教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 高坂 智子 委 員 山田 美登 委 員 近藤 覚
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 加藤 丈晴 学校教育課長 大竹 邦一 生涯学習課長 中川 正康 給食センター所長 山本 康広
会議録作成職員	学校教育課長 大竹 邦一
会議録署名委員	中根教育長 加藤委員
教育長の報告	(1) 9 月議会一般質問について
報告事項	(1) 夏季休業中について（学校教育課） (2) 後援名義の使用許可について（学校教育課） (3) 要保護・準要保護児童生徒数について（学校教育課） (4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書 （令和 5 年度）の提出について （学校教育課、生涯学習課、給食センター）
議題	議案第 30 号 令和 6 年度及び令和 7 年度給食用物資納入業者の選定について （給食センター）
傍聴者	なし

部長	定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 8 月定例会を開会します。 会議の進行につきましては、教育長からお願いします。
教育長	それでは会議を進めてまいります。 会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。 日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。 次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と加藤委員を指名したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
委員	全員異議なし
教育長	異議なしとのことですので、8 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と加藤委員とさせていただきます。 次に日程第 3、教育長の報告です。
教育長	東郷町 9 月議会的一般質問についてです。 一般質問は、資料のとおり、5 名の議員から提出がありました。 一般質問への答弁は 9 月 2 日からの本会議で行われる予定です。
教育長	以上で 教育長からの報告を終わります。 質問がありましたらお願いします。
教育長	質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第 4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
参事	(1) 夏季休業中について ① 夏休みに入ってからこれまでに、学校にて、特に大きな問題が起きたという情報は、ございません。今年度も、学校閉校日を 8 月 10 日（土）から 8 月 16 日（金）までの 7 日間、設けましたが、この期間においても各学校、特に問題はありませんでした。 ② 教職員の 7 月の在校時間については、45 時間越えが 25 名、80 時間超が 1 名でした。80 時間超えは、昨年は 6 名だったので、5 名減っております。中学校の教員は、夏の部活動の大会に向けての指導や大会の引率も在校時間が延びる理由の一つでありました。 また、100 時間超は、一人もいませんでした。在校時間記録をもとに、今後も、教員の健康管理に気を付けていきます。 ③ 夏休み期間中、スクールソーシャルワーカーによる、電話相談を計 4 日間、実施しています。終業式〈7 月 19 日（金）〉と夏休み初日〈7 月 22 日（月）〉の前半 2 日間には、特に電話相談はありませんでした。 夏休み後半の 2 日間〈8 月 30 日（金）、9 日 2 日（月）〉も、予定通り実施いたします。 ④ 夏休みも残すところ、あと 1 週間ほどとなりました。 東郷町のすべての児童生徒が、今後とも、健康に毎日を過ごして、2 学期にまた、元気な姿を見せてほしいと思います。

学校教育課長	(2) 後援名義の使用許可について 「第4 報告事項(2) 後援名義の使用許可について」説明します。 資料は1ページになります。 令和6年7月23日から8月19日までに、後援名義使用の申請があり、専決処理した案件は、資料のとおり2件です。 事務局で確認したところ、過去に許可したものとおおむね同様の内容でした。 説明は以上です。
学校教育課長	(3) 要保護・準要保護児童生徒数について 資料は11ページになります。 令和6年7月19日から同年8月16日までに申請があり、認定した5件と前回報告の205件と合わせて、合計210件となりました。 新規認定5件のうち、4件は昨年度から継続の方になり、1件は新規の認定の方になります。 説明は、以上です。
学校教育課長	(4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書（令和5年度）の提出について 資料は、別冊になります。 7月の定例会で承認いただきました、評価委員2名に対し、令和5年度の教育委員会委員、教育委員会事務局の組織図、分掌事務、東郷町教育の一般方針、事務点検シート、教育委員会の活動実績、教育委員会の会議の記録等の資料を提供させていただきました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づく学識経験者の知見に基づく、点検及び評価を実施していただきました。 意見書の内容は、資料48ページから52ページのとおりですので、教育委員会からの資料と合わせて、報告書として提出するものでございます。 今後の予定としては、報告書を東郷町議会に報告させていただくとともに、教育委員会の中の処理としては11月の定例会に評価委員からの意見に対する教育委員会の担当課の対応・今後の方針を作成いたしまして、改めて教育委員会11月の定例議会にて、協議事項として提案させていただきます。また、その回答と合わせて教育委員さんの意見や質問などをここで一括してお伺いできたらと思っております。まだ予定なのですが、今回このような報告が上がりましたということで、また11月の時にこういったところはどうなっているのかについても改めて意見のほうは最近いただいたものですのでいったんこちらのほうは報告なしで委員会のほうに提出させていただきます。 説明は以上です。
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。

委員	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書の提出についてお聞きしたいのですが、事業名に対して総合評価をそれぞれしていただいて、その下の行に今年度の改善内容と方向性がありまして、今後こうしていきたいやこうすべきだと書かれていますが、検討していきますとかこういう方向で考えていきますという表現をしているため、非常に前向きに取り組みをしていこうということはわかりやすいですけれども、具体的に検討はいつまでにやりたいとか、どういう会議体でやっていきたい等もう少し具体的なところが記入されていると、町民の方にホームページで公開した時に町民の方に広く深く知っていただけて具体的だと思ってもらえるのではないかと思います。いかがでしょうか。
学校教育課長	できる限り「いつまで」や、「具体的な方法」をわかりやすくさせていただくということはあると思います。予算が伴っていくものとなると、今この時点で今年度のことはいつまでにということは予算の裏付けがないものを明確に言うということが行政として難しいです。予算が通る前にこういうことをやりますという議会からお叱りを受けるということもありますので、予算が関係ないものや目標にするというところで書けるものはできるだけ書いていくということはおっしゃる通りだと記載していきたいと思います。次回の11月の回答とか対応の中でどのように書けるかというのはあるのですが、具体的に表現できるように努めてまいります。
委員	予算とか実際の実行性について、例えば来年までにという話になりますと、「やるって言ったじゃないか」となるため、そこまで書く必要はないと思っています。例えば今教育部の中の会議だけではなく、こういうことに関係のある所で協議していくとかそういうものぐらいでもいいのではないかと思います。
学校教育課長	できるだけ具体的に表現できればと思っております。
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第5、議題に入ります。 先月に引き続き、議案第30号 令和6年度及び令和7年度給食用物資納入業者の承認について、事務局の説明をお願いします。
給食センター長	それでは、議案第30号について説明させていただきます。 資料12ページをご覧ください。 令和6年度及び令和7年度給食用物資納入業者を下記のとおり東郷町給食センター運営委員会で登録業者として選定したことについて、承認するものとする。 1 登録業者 別紙のとおり 2 登録期間 令和6年8月23日から令和8年8月31日まで この案を提出するのは、東郷町給食センター設置条例施行規則第5条の規定に基づき、教育委員会の承認を得るため必要があるからでございます。

前回、提出した資料に一部追記して提出させていただきましたので、追記部分について説明させていただきます。

令和6・7年度東郷町給食用物資納入登録業者の表 13 ページを御覧ください。

ページ中央辺りの「基準（3）」については、左の列の「衛生監視評点（100点満点）」の点数に応じ、二重丸、丸で基準に適合しているかどうかを表示しています。

「東郷町給食センター給食用物資納入業者登録要領」では、基準（3）として、「保健所の食品衛生監視票採点が60点以上（食品衛生監視票の対象でない事業者を除く。）であり、食品に関する法律及び諸規定が守られていること。」としており、いずれも基準（3）に適合していると判断しました。

なお、この要領は、基準を明確にするため、「保健所の食品衛生監視票採点がおおむね良好であり」を「保健所の食品衛生監視票採点が60点以上（食品衛生監視票の対象でない事業者を除く。）であり」に改正しています。この改正については、後日給食センター運営委員会にも報告させていただきます。

なお、この60点以上の基準については、尾張旭市の給食センターでも採用している基準であることから、適正と判断でき、東郷町でも採用するものです。保健所では、食品衛生監視評点の合格点を定めていないことから、このように基準を決定するものです。

加えて、食品衛生監視票の点数が62点であった山栄製麺所には、個別に聞き取りをしています。保健所による食品衛生監視時に、衛生管理計画及び手順書が不備であったことが点数の低い原因でしたが、現在は改善済みで84点であることを確認しています。

また、食品衛生監視票の点数がない「－」表示の事業者については、食品衛生監視票の対象でない事業者であることから、本町及び他の自治体における取引状況及び実績をもって衛生上の安全が確保されていることを確認しております。

次に、ページ右側の基準（6）の列については、左の列の「市町村県民税の有無」が「完納」の場合に「クリア」と表示しています。

「東郷町給食センター給食用物資納入業者登録要領」では、基準（6）で「納税義務が履行されていること」としており、この基準をクリアしていることを表しています。

最後に、ページ右端の基準（1）の列については、左の列の「輸送能力」が十分であると認められる場合に「クリア」と表示しています。

「東郷町給食センター給食用物資納入業者登録要領」では、基準（1）で「事業所又は営業所が東郷町内又は付近にあること」としており、付近でない事業者については、輸送能力の項目をもってこの基準をクリアしていることを表しています。

以上のとおり前回資料から追記した部分について説明させていただきました。これらの追記の内容について、給食センター運営委員会にも示し、報告させ

	ていただきます。 以上で議案第 30 号の説明を終わります。
教育長	説明が終わりましたので、議案第 30 号について審議をお願いします。
委員	前回よりも明確で、分かりやすく説明してくださり、ありがとうございます。 衛生管理について、60点以上の点数が基準ということですが、二重丸と一重丸の区別は別の実績で判断されているのでしょうか。点数化しているのであれば〇等での判断は必要ないように思うのですが。
給食センター長	先ほど尾張旭市の例を説明させていただきましたが、尾張旭市は良が80点、可が79～60点、不可が60点未満とされております。
委員	それをそのまま採用していただいたということですね。 今回お出しいただいたものは、給食センター運営委員会で使った資料を改良していただいたということですので、情報共有していただきたいなと思います。
教育長	確認ですが、百点満点というのは、すべての業者が100で評価されていること言うことでよかったですか。何か関係ない項目があったりはしませんか。
委員	計算式がありましたよね。
委員	資料にパーセンテージの出し方が書いてあります。
学校教育課長	基準点が63点分60点なのか80点分の75点等なのかパーセンテージがあって、100パーセントの割合で評定できるようにしています。
委員	業者さんが自分で使うための計算方法ですよ。資料の27ページの下表の点数というところですよ。適用する項目の総基準点分の適用する項目の採点×100というのが、点数ということですね。前回もこの表があれば意味がわかりやすかったと思う。
委員	一つ質問なのですが、野菜についてはこのような評価方法で公正だと思いましたが、例えばその業者で野菜を作ったりしていない加工業者のような場合、青果を含めて衛生監視評点で評価しないということは、仕入れたものに対する評価はどこでチェックしているのですか。こちらが求めているものに合致するかは、納品してもらう物の検品でやっていらっしゃるということですか。
給食センター長	そのとおりです。
教育長	それではほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第30号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第30号については、原案のとおり可決します。 8月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これを持ちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。